

第1表

5 東久南町小第147号
令和6年2月20日

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立南町小学校
校長名 永 瀬 功 二

令和6年度教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、下記のとおり届けます。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

法規に定められた教育の目的・目標を受け、都・市の目標に即し、児童が生涯にわたって主体的に学ぶ力を付けるため、豊かな人間性と、心身の調和のとれた児童の育成を目指し、次の目標を設定する。

○よく考える子 ◎心の豊かな子 ○じょうぶな子

児童一人一人が個性の違う他者を認め、主体的に行動する力を育む。そのために、自ら考え判断し、伝え合いながら学ぶ活動を重視する。今年度は特に、自他の良さや違いを認め合い、自分や友達を大切にす
る児童の育成に主眼を置き、「心の豊かな子」を重点目標に定め、その具現化に努める。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 人権尊重の理念に基づき、全ての教育活動を通して「個性を認め合う教育の涵養」を図る。また、人権尊重教育（人権教育の推進、自己肯定感・自己有用感の醸成）の充実を図り、さわやか月間には、児童に人権に関する標語作りなどに取り組みせ、児童の人権課題の解決に向けた具体的な態度や行動につなげる意識を高める。さらに、学年行事や授業等で通常の学級と特別支援学級の児童同士の交流を計画的に行い、特別支援教育の充実を努める。

イ 「生涯にわたって育む健やかな体づくり」のために、体力テスト等の結果に基づき、持久力・跳力等、児童の持続的な運動の能力等の体力向上を目指し、本校独自の「なわ跳びカード」を作成、活用する。毎学期なわ跳びの推進期間を設定し全校体制で取り組み、運動の日常化を図る。

ウ 「確かな学力の育成」のために、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。「資質・能力」の三つの柱を育成するために、授業改善推進プランや東久留米スタンダード（学習指導編）を活用する。

エ 「国際社会の担い手を育む教育の推進」のために、外国語、外国語活動及び英語活動では、発音や実際の場面を想定したコミュニケーションについて、英語活動指導員及びALTと担任が連携することにより、場に応じた「自分の思いや考えを表現できる」児童の育成に努め、グローバルに活躍できる人材を育成する。

オ 「持続可能な指導体制の整備」のために、主任教諭を中心にした「働き方改革委員会」を設置し学期ごとに振り返る等、組織としての学校機能の教科を推進する。また、主任教諭等による月1～2回のOJT研修を中心に、カリキュラム・マネジメントの推進を図る。職層に応じた学校での役割を意識させ、若手教諭の育成に努め、教員の資質・能力の向上を図る。

カ 「質の高い教育の基盤となる環境の整備」のために、ICT環境の整備を行う。ICT推進委員を各学年から出し、委員会を分掌に位置付け毎月実施する。各学年の実態に応じた系統的な指導を計画し、一人1台端末の効果的な活用事例を共有できるように研修の場を設ける。

2 指導の重点

(1) 各教科、外国語活動（英語活動）、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) 3年生以上の算数科において習熟度別指導による個に応じた学習を行う。その際、習熟度により既習事項に立ち戻ったり、発展学習を行ったりして、個別指導の充実を図る。また、「東京方式習熟度別ガイドライン」「東久留米スタンダード（学習指導編）」を踏まえ、習熟度別学習推進委員会を設置し、教員間の共通理解を図りながら、学習集団に応じた教材設定・内容精選を行い、工夫改善していく。
- (イ) 学力調査等の結果分析より「授業改善推進プラン」に基づいた授業改善に努め、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と定着を図り、学力の向上に取り組む。
- (ウ) 道徳教育推進教員を中心として、児童一人一人が主体的に考える道徳教育を推進していく。特別の教科 道徳の目標に基づき、「生命の尊さを大切にす心、他人を思いやる心、規範意識等の充実」を重点とし「考え、議論する」道徳の指導法を工夫していく。
- (エ) 国語科をはじめ、各教科の授業において、ペアやグループでの話し合いを積極的に取り入れるとともに、ノート指導の充実を図り、話す・聞く活動を通して、児童の言語力、表現力を育む。
- (オ) 学校図書館全体計画及び運営計画を作成し、学校図書館司書を活用した読書活動の推進を図るとともに、調べる学習コンクールへの参加を促し、読書週間等を活用して、主体的・意欲的な読書活動を推進する。
- (カ) 一人一台端末等のICT機器を活用できるように教材・教具を整備し、一人一台端末を積極的に活用して情報活用能力を育成する。プログラミング的思考を育成する学習指導を取り入れ、外部人材等を活用してネット上のルールやマナー、危機回避の能力等の情報モラル教育を推進する。
- (キ) 小・中学校の連携を深めるために中学校と学期に1回以上は情報交換をして学校間の交流を図るとともに、教職員の共通理解に基づいた学習指導及び生活指導の充実並びに体力向上を目指した取組を行う。

イ 外国語活動（英語活動）

- (ア) 外国の言語や文化について理解を深めるため、6年間を見通した計画に基づいて、英語表現を聞いたり英語を使って遊んだりする活動の充実を図り、積極的にコミュニケーションをとろうとする態度・能力を育成する。また、外部人材を活用する等、グローバル社会で活躍できる人間の育成につなげる。
- (イ) 教員の指導力向上を図るために、外国語主任によるOJTを実施し、コミュニケーション能力の素地を養う指導を充実させる。ALTを授業の様々な場面で活用し、連携して指導に当たる。

ウ 総合的な学習の時間

- (ア) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を生かし、かつ相互に関連付けた指導を計画し、その伸長を図る。
- (イ) 地域の自然を調べる活動等、地域の特色を生かした指導の実施に向けて教育活動協力者の活用や課題解決的な学習を進め、児童が主体的に判断し解決しようとする意欲を高めるとともに、「探究する力」「創造する力」「共に生きる力」を育てる。
- (ウ) 3年生「ヤゴ救出大作戦」、4年生「東久留米博士になろう」、5年生「お米の学校」、6年生「原爆体験伝承者」のように地域の特色を取り入れた体験的な活動やゲストティーチャーなどの人材を積極的に活用し、地域社会から学び、地域社会に働きかける学習の充実を図る。
- (エ) 総合的な学習の時間を中心とした「学校2020レガシー」として、パラスポーツのボッチャ等を通して、生涯スポーツへの理解促進及びパラスポーツの普及を図り、性別や年齢、国籍を問わず互いを理解・尊重しながらスポーツを楽しむ心情を育てる。

エ 特別活動

- (ア) 学級活動（話し合い活動）を全学級で実施し、集団としての目標や活動内容について理由を明確にして考えを伝えたり相手の思いを聞いたりして合意形成を図り、主体的に行動できる児童の育成に努める。
- (イ) 社会性を育むという特質を重視するとともに、特別活動全体計画に基づき特別の教科 道徳や総合的な学習の時間などに関連を図り、よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治能力を育成する。
- (ウ) 望ましい集団活動を通して、児童の自主性・創造性を伸ばし、実践的態度を育てる。
- (エ) 児童の創意工夫を生かした全校集会を通して、集団の一員としての自覚を促すとともに、互いの個性や違いを認め合い、協力して楽しい学校生活を築こうとする態度を育てる。
- (オ) 学級活動の時間を中心に「キャリア・パスポート」を活用し、児童が自身の変容や成長を自己評価できるようにする。

第2表の2

学校名 東久留米市立南町小学校

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ア 各教科等で「主体的に学び、自分の思いを進んで表現できる子供の育成」を重点とし、対話を通して①目的を意識させる②目的に対して自分の思いや考えを表現する③友達の意見を聞く④友達の意見からさらに自分の考えを広げていくことを繰り返し、コミュニケーション能力を育成する。
- イ 一人一台端末を適切に活用し、一斉指導と個別でのICTを最適に組み合わせ、児童一人一人の興味・関心・意欲を踏まえて支援し児童が主体的に学習に取り組めるようにする。また、「東久留米スタンダード（家庭学習編）」を活用し、家庭学習の充実を図る。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 「早寝・早起き・朝ごはん、外遊び」の特に「外遊び」の奨励に重点を置き、運動の日常化を推進するとともに、「南町10箇条」を継続して指導し、全校一丸となり基本的生活習慣を身に付けさせる。
- (イ) 歯科校医との連携により、虫歯ゼロを目指して全学年年間2時間の歯科保健指導を実施し、歯・口の健康維持を図る。学校栄養士と連携し、望ましい食事の仕方や生活習慣の形成等の食育を推進する。
- (ウ) いじめに関する児童の実態調査を毎学期1回実施し、「いじめ問題対策委員会」を中心に組織的に未然防止・早期発見や早期対応に努め、「いじめ」の根絶を図る。
- (エ) 不登校傾向の児童に関して未然防止のため、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭センター等と密に連携していく。不登校児童に対しては個別支援シートを作成し、きめ細かい対応をしていく。また、教育相談活動を充実させ巡回教員を活用する等、児童理解に努める。
- (オ) 警察と連携し、「セーフティ教室」や「安全マップの作成」を実施し、事件・事故等から自分を守る意識や技能を高める。学校薬剤師との連携や外部講師を招いての「薬物乱用防止教室」及び「禁煙キャラバン」「がん教育」を実施し、健康、安全教育の充実を図る。
- (カ) 安全教育計画を基に交通安全教室、自転車の安全な乗り方の指導を行うこと、SNSを正しく活用するための情報モラル教育や、性暴力被害の防止のための生命の安全教育を適切に実施することなどを通して、児童が自ら危険を回避する態度や能力を身に付ける。また「SOSの出し方に関する教育」を第6学年に位置付け、悩みを抱えたときに助けを求める指導を行う。
- (キ) 朝会や学級指導での講話等を通して、本校で大切にしている「一人一人を大切に」の姿勢でお互いの違いを認め合い、コミュニケーションをとり、相手を敬い、感謝する気持ちを身に付けさせる。

イ 進路指導

- (ア) 児童自ら将来に希望がもてるように、一人一人の特性に応じた指導の充実を図る。
- (イ) 中学校体験入学を通して、具体的で分かりやすい進路指導を行う。
- (ウ) キャリア教育の視点に立ち、全教育活動を通して児童一人一人が自己理解を深めるとともに、将来にわたる生き方を考え、主体的に進路を選択することのできる能力の育成に努める。

(4) 特別支援教育

ア 特別支援教育

- (ア) 学校評価を踏まえ「一人一人を大切に」の姿勢で互いのよさを認め合える態度を育てる指導を行う。そのために、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を計画的に実施し、学校生活支援シート及び連携型個別指導計画を有効に活用するとともに、児童一人一人の課題に対応できる指導体制を確立する。
- (イ) 特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援学級教員や福祉・医療等の関係機関との連携・協力を図る。
- (ウ) 特別支援学級設置校の特色を生かし、特別支援学級の教員や特別支援教育コーディネーターを活用して学期に1～2回、児童に障がいに対する理解を深める学習を行い、インクルーシブ教育を推進する。
- (エ) 学校だより、保護者会等で特別支援教育について保護者や地域に伝え共生社会に向け理解を広めていく。

イ 特別支援教室

- (ア) 特別支援教育コーディネーターが中心となって巡回教員と連携を図り、共通理解、共通実践を通して、特別支援教室の充実及び個に応じた指導と支援を充実させる。